

報告事項ナ

いじめ不登校対策本部会議の概要について

いじめ不登校対策本部会議の概要について、別紙のとおり報告します。

平成25年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

いじめ不登校対策本部会議の概要について

平成25年9月6日

いじめ・不登校総合対策センター

I

- 1 日時 平成25年8月8日(木) 15:30～17:00
- 2 場所 県庁 教育委員室
- 3 出席者 教育長、教育次長、次長、各教育局長、教育総務課等関係課長7名、ほか関係職員6名
- 4 概要

(1) 不登校問題について

<説明>

平成24年度の不登校の状況について

- 小学校が10名増、出現率0.03%増と微増。
- 中学校は98名減、出現率0.56%と大幅減。
 - ・小中合計で見ると不登校は減少。
 - ・中学校全学年で減少。小中接続の部分で成果。
 - ・小学校でのさらなる対策に向けて検討。
- 高校は出現率2.10%と過去5年間で最高。
 - ・全体の67%が高1。
 - ・内訳：全日制1.07%、定時制29.46%。
 - ・全日制から定時制への転学、編入、中学校で不登校だった生徒の高校での追跡調査も必要。

※ 小・中学校(国・公・私立) 高等学校(公立…H24は暫定値)

不登校児童生徒数の推移 (人)

	H23	H24
小学校(県)	109	119
中学校(県)	477	379
高等学校(県)	243	270

不登校出現率 (%)

小学校(県)	0.34	0.37
	(全国) 0.33	0.32
中学校(県)	2.87	2.31
	(全国) 2.64	2.58
高等学校(県)	1.83	2.10
	(全国) 1.88	—

<主な意見>

- 小学校の課題について
 - ・保護者の協力が得られない、あるいは連絡がとれないといった家庭への対応が非常に困難。
 - ・家庭支援、保護者対応する人材・体制が必要。
 - 高校の課題について
 - ・単年度ではなく、小学校段階からの状況を分析し対応することが必要。
 - ・今後さらにSSW(スクールソーシャルワーカー)、hyper-QUを有効に活用。
- 次回は、実際の現実の情報を持ち寄り議論する。

(2) いじめ問題について

<説明>

「いじめ防止対策推進法」について

- 基本方針の策定
 - ・県、市町村のいじめ防止基本方針の策定について
 - ・平成24年度に改訂した「鳥取県いじめ対策指針」の見直しについて
- 組織の設置
 - ・いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止等対策のための組織、附属機関について
- いじめの防止等に必要施策の実施

<主な意見>

- 「いじめ防止基本方針」の策定について
 - ・「いじめ防止基本方針」の鳥取県版のたたき台を作り準備しておくことが必要か。
 - ・知事部局の人権局や私学の担当部署と協議をしながら進めることが必要。
 - いじめ問題対策連絡協議会の設置について
 - ・教育委員会・県警・人権局等で構成しているいじめ相談窓口連絡会議に、法務局等に加わってもらいいじめ問題全体の連携を図る協議会にしていくことが必要か。
 - いじめ防止等対策のための組織について
 - ・すでに学校の中にある、いじめに関する体制に、心理や福祉等の専門的な知識を有する者を入れ組織。中学校区配置のスクールカウンセラーの活用も検討。
 - 附属機関について
 - ・現行の「鳥取県いじめ問題検証委員会」をベースにして条例化し位置づければよいのではないか。
- 次回は、今行っている施策が法律に照らしてどうかという視点で検討。

II

- 1 日 時 平成25年9月3日(火) 10:00～11:30
- 2 場 所 県庁 教育委員室
- 3 出席者 教育長、教育次長、各教育局長、教育総務課等関係課長8名、ほか関係職員5名
- 4 概 要

(1) いじめ問題について

① 「いじめ防止基本方針」に係る国の動向

<説明>

- ・文科省が「いじめ防止基本方針策定協議会」を設置し、「いじめ防止基本方針」9月末策定に向け作業中
- ・これにより県の方針策定作業の見通しが立てられる状況

<主な意見>

- 「いじめ防止基本方針」鳥取県版については国の動きを見据えながら策定すること。
- 国の方針のままということではなく、県独自の取組も盛り込むこと。

② 「いじめ防止対策推進法」に係る取組について

<説明>

- ・「いじめ防止対策推進法」に対応した鳥取県の現行施策・実施状況の確認
- ・現行事業で対応できる部分、拡充が求められる部分、新規部分など

<主な意見>

- 「ネットいじめ対策」については、啓発のみならず対策面でさらなる充実が必要。
- 現行施策についても、実効が上がるようリニューアルなど検討。
- 連絡協議会の構成メンバーについて、漏れがないように留意。

(2) 不登校問題について

<説明>

① 文科省問題行動調査より「不登校になったと考えられる状況」

区分	年度	19		20		21		22		23	
		校種	国	国	国	国	県	国	県	国	県
学校に係る状況	小学校	28.9	28.1	26.3	26.4	21.1	26.5	25.7			
	中学校	45.6	46.3	45.5	38.0	26.9	37.0	30.6			
家庭に係る状況	小学校	34.5	35.1	36.3	34.7	32.1	35.3	24.8			
	中学校	19.2	19.1	19.3	17.3	13.9	17.2	11.1			
本人に係る状況	小学校	48.5	51.0	52.8	75.4	70.6	86.2	78.0			
	中学校	45.8	48.0	49.6	74.0	71.8	83.0	70.9			

「家庭に係る状況」によるものは、小学校においては不登校児童の約1/3、その割合は中学校の約2倍。中学校では不登校数全体が増加することから、実数的には中学校でも課題。

② 各教育局による学校個別調査の結果より (対象：小学校16校中学校12校)

○不登校・長期欠席児童生徒の背景について

	小	中
本人に起因	3	5
学校に起因	2	3
家庭に起因	13	14
本人・学校に起因	2	2
本人・家庭に起因	5	10
学校・家庭に起因	3	5
すべて	0	2
不明	1	6

ベースに家庭環境や教育力に関する課題があり、その上で、本人の発達や人間関係でのトラブル、学習不適應等が複合して、不登校・長期欠席となっているケースが多く見られた

<多くあげられた課題>
 ・家庭環境が不安定、教育力に課題(10例)
 ・保護者の協力が得られない(7例)
 ・児童生徒と接触できない、家庭訪問しても会えない(6例)

○学校の関わりが困難となっている例

保護者の姿勢・考え方	子どもの教育への関心の影響、家庭訪問しても会えない又は拒否的など
生活上の影響	保護者の離婚・別居・死別、病気等による影響、家族間の人間関係の影響など
その他	保護者の精神・情緒の不安定さ、保護者の人間関係力の課題など

スクールソーシャルワーカー、市町村教員委員会等との連携による成果もみられている。

<主な意見>

- スクールソーシャルワーカーの活用が有効と思われる。配置の充実を検討。
- 早急に福祉保健部との協議の場を設定。